

## 福岡県交通対策協議会設置要綱の改正について

福岡県交通対策協議会設置要綱について、以下のとおり改正することとしたい。

### 1 改正理由

「福岡県地域公共交通計画」を作成するにあたり、福岡県交通対策協議会を法律に規定された協議会（以下、「法定協議会」という。）として位置付ける必要があるため、設置要綱を改正するもの。

### 2 改正内容の概要について

#### (1) 委員の追加

- 令和7年度事業以降、法律に規定された協議会（以下、「法定協議会」という。）から補助計画の認定申請を行う必要があるため、現行の福岡県交通対策協議会に必要な委員を追加し、法定協議会として位置付ける。

| 現行の委員  | 追加する委員   |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>学識経験者</li> <li>県議会議員</li> <li>九州運輸局、九州地方整備局、大阪航空局</li> <li>福岡県警察本部</li> <li>福岡県市長会、福岡県町村会</li> <li>北九州市、福岡市</li> <li>九州旅客鉄道（株）、西日本鉄道（株）、堀川バス（株）</li> <li>（公社）福岡県トラック協会、（一社）福岡県タクシー協会</li> <li>西日本鉄道労働組合、全日本運輸産業労働組合、日本労働組合総連合会</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>県（企画・地域振興部長、県土整備部長）</li> <li>地域鉄道事業者（平成筑豊鉄道（株）、甘木鉄道（株）、筑豊電気鉄道（株））</li> <li>（一社）福岡県バス協会</li> <li>九州旅客鉄道労働組合</li> </ul> |

#### (2) 部会の設置

- 現行の補助計画を作成している福岡県バス対策協議会を福岡県交通対策協議会の部会とし、現行の補助計画に相当する計画別紙は毎年部会で作成する（部会（福岡県バス対策協議会）の議決を福岡県交通対策協議会の議決とみなし、議決結果は福岡県交通対策協議会へ報告する）。